

香川県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例案について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

香川県警察本部生活安全部人身安全対策課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-833-0110/FAX:087-833-2231

E-mail:jinshinanzan@pref.kagawa.lg.jp

平成28年4月18日から平成28年5月17日までの1か月間、香川県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例案について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、2人から2件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人	2件
合計	2件

〈提出されたご意見の数〉

罰則の量刑に関すること	2件
合計	2件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
罰則の量刑に関すること	
<p>京都府が2年前に施行した迷惑行為等防止条例の罰則「一般1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」「常習2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」への引き上げと比較しても、改正案は後手に回っている印象を受けました。</p>	<p>改正条例の罰則については、香川県における「卑わいな行為」の発生動向を踏まえた上で、全国の迷惑行為等防止条例における「卑わいな行為」の罰則や他法令の罰則との均衡を考慮し、判断したものです。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>第3条（卑わいな行為の禁止）に係る一般を廃止し、「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、更に悪質ならば併科する」に一元化し引き上げすべきである。</p>	